

中学生が月山国道で職場体験をしました

7月7日に酒田第六中学校から4名、職場体験として月山国道維持出張所の仕事を体験してもらいました。



初めに月山国道維持出張所の仕事内容や除雪車の事などを説明しました。



道路パトロールに使っている車の説明後、月山道路へパトロールへ行きました。



災害対策用の照明車も動かしてみました。

中学生からの質問と感想

Q:パトロールカーの上の小さいライトは何故必要ですか？

A:夜間に道路わきの斜面を点検したり、トンネル内の上の部分の点検するときに使います。

Q:照明車を扱うには何か資格は必要ですか？

A:車を動かす為には中型免許(車の免許)が必要です。照明を動かすのは資格はありません。

普段では出来ない事を体験でき、とても貴重な経験になりました。

職場体験を通して学んだことを、これからの学習に活かしていきたいと思います。

とても暑かったけど、とても真面目に、たくさん質問してくれました。



上の図の数値が一つでも超えると特殊車両になります。
なぜ、特車の許可が必要なの？ ※高速道路や指定道路は25t

「無許可」や「許可条件違反」の車が通行すると...

特殊車両取締を実施しました

7月6日に月山国道維持出張所前駐車場にて、鶴岡警察署と連携し、特殊車両取締を実施しました。



☆橋や舗装の寿命を縮めたり、道路へ悪影響を及ぼします

☆橋梁やトンネルの上部に衝突するなど重大事故を引き起こすことにもつながります。

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所
〒997-0331 山形県鶴岡市板井川字宮ノ下325-1
☎0235-57-5011・5012 (どちらでもつながります)
ホームページ : <https://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>



安全
運転

当出張所では非接触の体温計とアルコール消毒を設置しています。入室の際にご使用ください。

